

税務Q&A



従業員に対する退職金（支払う会社の手続と受け取った個人の申告の要否）

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 山本 教貴
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



(1) 長年勤めた従業員が退職することになりましたが、あまりないことなので会社として手続きが分かりません。税金に関連する事務処理を教えてください。

(2) また、退職者の税金について概要を教えてください。当該退職者は、個別に確定申告を行う必要があるでしょうか。



最近では退職金制がない会社もありますが、80%を超える会社で退職金制度があるようです(平成30年 厚生労働省)。退職金は、長年の勤労に対する報償の給与として一時に支払われるものであることなどから、退職所得控除を設けたり、他の所得と分離して課税されたりするなど、税負担が軽くなるよう配慮されており、会社も所定の手続を行う必要があります。

(1) 会社で行う退職金支給にかかわる税金関連の手続は、以下の通りです。(本稿では社会保険関連は記載していません)。

●「退職所得の受給に関する申告書」を退職者から受け取る。

提出された場合、会社は本来の退職金の税額を徴収しますが、提出されなかった場合は、退職金支給額から一律所得税復興特別所得税20.42%と住民税10%を徴収しなければなりません。会社は、税務署、市区町村に提出はせず、提示を求められたときのために保管しておきます。

●源泉所得税の支払

退職金に源泉所得税が発生する場合、普段の源泉所得税の納付書に退職金の記載をして支払います。納付期限は給与の源泉所得税と同じで、納期の特例を受けている場合はその特例期限までです。

●「特別徴収(給与所得者)異動届出書」の提出

退職した従業員に関して今後住民税の特別徴収をしない旨を市区町村に報告するために提出します。

●特別徴収した住民税の支払

退職金に住民税が発生した場合は、特別徴収納入書・申

告書に必要事項を記入して徴収した住民税を市区町村に支払います。この場合、普段は特別徴収を選択していない会社であっても徴収支払義務があるので要注意です。納付期限は退職金を支給した翌月の10日までです。

(2) 個人の退職金は退職所得となります。退職所得は、退職により勤務先から受ける退職手当などのほか、社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金なども退職所得とみなされます。また、解雇予告手当や退職した労働者が弁済を受ける未払賃金も原則として退職所得に該当します。

退職所得の金額は、原則として、次のように計算します。

$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$

退職所得控除の金額は下記により計算します。

勤続年数 (一年未満は切り上げ)	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円+70万円× (勤続年数-20年)

なお、障害者となったことに直接基因して退職した場合は、上記により計算した金額に、100万円を加算します。

退職金の支払を受けるまでに、(1)にも記載している「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出している方は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

ただし、医療費控除や寄附金控除を受けるなどの理由で確定申告する場合は、退職所得の金額を記載する必要がありますので注意してください。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、退職金の収入金額から所得税及び復興特別所得税と住民税が徴収されますので、確定申告で精算することになります。

なお、今回のご相談は従業員の退職ですが、仮に役員に退職金を支給する場合には、必要な手続きが上記と異なる場合が想定されます。退職金に関する事項は検討事項が多いため、質問や疑問点等あれば、まずは税理士等にご相談ください。